

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

～誰と、どこで、どのように生活するのかを自らが選択できる社会を目指して～

### 2 施策推進の基本的視点

施策の策定や実施に当たり、次の6つを取組に共通する基本的な視点とします。

#### (1) 自己決定の尊重と意思決定支援\*

障害のある人は、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定や実施に当たっては、障害のある人や家族等の関係者の意見を尊重します。また、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努めます。

#### (2) 社会的障壁の除去

障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障害のある人の社会への参加が実質的なものとなるよう支援します。

#### (3) 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報へのアクセシビリティ\*の向上やコミュニケーション手段の充実が重要であり、障害のある人の情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進に努めます。

#### (4) 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障害のある人の自立と社会参加の支援という観点から、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の関係機関等との連携により施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が行えるよう努めます。また、支援に当たっては、障害のある人の家族をはじめ、ヤングケアラー\*を含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

#### (5) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、特に、障害のある女性や障害のある子ども、障害のある高齢者等の、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対しては、きめ細かい配慮による支援が求められることに留意します。

#### (6) 総合的かつ計画的な取組の推進

施策の実施に当たっては、国や市町との適切な連携や役割分担により、また、医療、子ども・子育て、教育、福祉等の障害者施策に関係する他の施策や計画等との整合を図り、総合的な施策展開を図ります。

### 3 施策体系

基本理念の実現に向け、以下の施策体系に基づき、総合的な取組を進めていきます。  
また、特に取組の充実が必要と考えられる施策を、本計画における「重点施策」と位置づけます。

施策分野	基本的な推進方向	取組事項
I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現	1 障害理解と相互交流の促進 <b>重点施策</b>	あいサポート運動の推進 相互交流の促進 広報・啓発活動の推進
	2 差別の解消、権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進 虐待防止体制の整備 権利擁護の推進 行政サービスの配慮
	3 地域における福祉活動の充実	協働体制の促進 市町における重層的な相談支援体制構築の促進 ボランティア活動等の推進
II 自立生活を支える基盤整備	1 障害のある子どもへの支援の充実 <b>重点施策</b>	障害児療育体制の充実 医療的ケア児支援 発達障害児（者）支援 難聴児支援
	2 相談支援・連携体制の整備	地域における連携体制の整備 専門的・広域的な相談支援体制 高次脳機能障害支援
	3 生活支援体制の整備	障害福祉サービス等提供体制の整備充実 人材育成・確保、研修の充実 生活の安定への支援
	4 保健・医療提供体制の充実	保健・医療の充実等 難病患者等への支援 精神保健・医療の適切な提供
III 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備	1 地域生活支援体制の充実 <b>重点施策</b>	地域生活移行の推進 地域定着のための支援
	2 福祉のまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの推進 移動しやすい環境の整備等
	3 情報環境・意思疎通支援の充実	情報アクセシビリティの向上 意思疎通支援の充実
	4 安全・安心の確保	防災対策の推進 感染症対策の推進 防犯・交通安全対策の推進 消費者被害の防止
IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進	1 障害特性に応じた就労支援 <b>重点施策</b>	一般就労への移行支援・定着支援 福祉的就労における支援 多様な就業機会の確保
	2 雇用の場の拡大	障害者雇用の促進 障害者雇用への理解促進
V 個性と能力を發揮できる教育・社会参加	1 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 <b>重点施策</b>	障害者スポーツの推進 文化芸術活動の充実
	2 教育支援の充実	特別支援教育の推進 地域における交流や理解促進